

令和8年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和8年3月4日（水） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
 - 議第18号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第19号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について
 - 議第20号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 議第21号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 議第22号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について
 - 議第24号 村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定について
 - 議第25号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第26号 村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第27号 村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第28号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第29号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第30号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第31号 村上市職員等の旅費に関する条例制定について
 - 議第33号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第34号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第36号 市有財産の譲与について
 - 議第56号 令和7年度村上市土地取得特別会計補正予算（第1号）
 - 議第11号 令和8年度村上市土地取得特別会計予算
- 4 出席委員（7名）

1 番 魚 野 ル ミ 君	2 番 尾 形 修 平 君
3 番 鈴 木 い せ 子 君	4 番 菅 井 晋 一 君
5 番 野 村 美 佐 子 君	6 番 富 樫 雅 男 君
7 番 高 田 晃 君	
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者
 - 議 長 三 田 敏 秋 君
- 7 委員外議員（なし）
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副 市 長 大 滝 敏 文 君	須 賀 光 利 君
政 策 監 長 須 賀 光 利 君	長谷部 俊 一 君
総 務 課 長 大 滝 敏 文 君	

同 課 参 事	田 中 和 仁 君
同 課 人 事 管 理 室 長	川 崎 健 一 君
同 課 人 事 管 理 室 係 長	佐 藤 権 一 君
同 課 総 務 管 理 室 係 長	菅 原 秀 和 君
同 課 危 機 管 理 室 長	矢 部 和 貴 君
財 政 課 長	榎 本 治 生 君
同 課 契 約 検 査 室 長	斎 藤 要 君
同 課 契 約 検 査 室 副 参 事	淺 野 由 実 子 君
同 課 財 務 管 理 室 長	成 田 大 介 君
同 課 財 務 管 理 室 係 長	小 田 貴 文 君
同 課 財 産 活 用 推 進 室 長	五十嵐 博 君
同 課 財 産 活 用 推 進 室 副 参 事	鈴 木 郁 君
企 画 戦 略 課 長	山 田 美 和 子 君
同 課 企 画 政 策 室 長	田 村 政 和 君
同 課 企 画 政 策 室 係 長	増 子 友 昭 君
会 計 管 理 者	大 滝 豊 君
消 防 長	瀬 賀 誠 君
消 防 本 部 次 長	菅 原 直 巳 君
消 防 本 部 総 務 課 長	松 村 博 幸 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	前 川 龍 也 君
監 査 委 員 事 務 局 次 長	齋 藤 俊 則 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	渡 辺 千 春 君
荒 川 支 所 長	阿 部 正 昭 君
神 林 支 所 長	志 田 淳 一 君
朝 日 支 所 長	五十嵐 忠 幸 君
山 北 支 所 長	大 滝 き く み 君
環 境 課 生 活 環 境 室 長	宮 村 勉 君
こ だ も 課 子 育 て 政 策 室 長	長 谷 部 淳 君
農 林 水 産 課 長	小 川 良 和 君
観 光 課 観 光 交 流 室 係 長	増 子 正 臣 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
都 市 計 画 課 参 事	忠 康 博 君
上 下 水 道 課 下 水 道 工 事 室 長	渡 邊 貴 志 君
学 校 教 育 課 未 来 の 学 校 創 造 室 長	中 山 晴 剛 君
生 涯 学 習 課 ス ポ ー ツ 推 進 室 主 幹	菅 原 和 英 君

9 議会事務局職員

局 長	内 山 治 夫
次 長	鈴 木 渉

(午前10時00分)

委員長(高田 晃君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第1 議第18号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画戦略課長 おはようございます。それでは、議第18号 関川村との定住自立圏形成協定の変更締結について御説明いたします。議第18号は、平成27年に締結いたしました関川村との村上岩船定住自立圏の形成に関する協定につきまして、村上市議会の議決すべき事件を定める条例第5号の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。本件は、村上市急患診療所で行っている平日夜間及び休日の診療につきまして、令和8年4月から平日夜間の診療を厚生連村上総合病院で行い、休日診療を村上市急患診療所が担う体制に移行することから、村上市急患診療所を村上市休日急患診療所に名称変更するものでございます。説明は以上です。

（質 疑）

尾形 修平 特段質問ではないのだけれども、この病院に移転することによって、今まで地元の医師会のほうで輪番制でやっていたと思うのだけれども、その増減というのはあるのですか。

企画戦略課長 条件というか、予算、金額的なものですか。

尾形 修平 金額的にもそうだし、人員の面でも教えてください。

企画戦略課長 金額でいいますと、今まで休日夜間診療所に支払っていた、医師に払っていた分を、この新年度では補助金という形で1日当たり5万1,000円を支払うということになっております。人員については、今までの休日急患診療所、夜間も平日もなのですけども、その分の事務・看護師の分の負担が減ることになります。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第19号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画戦略課長 それでは、議第19号 栗島浦村との定住自立圏形成協定の変更締結について御説明いたします。議第19号は、平成27年に締結いたしました栗島浦村との村上岩船定住自立圏の形成に関する協定につきまして、村上市議会の議決すべき事件を定める条例第5号の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものでございます。本件は、これまで栗島浦村と共同利用しておりました戸籍情報システムにつきまして、自治体情報システムの標準化によりおのおのが標準準拠システムに移行するため、共同利用を終了するものでございます。説明は以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 3 議第20号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

企画戦略課長 それでは、議第20号 村上市過疎地域持続的発展計画の策定について御説明いたします。本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の御議決をお願いするものでございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法でございますが、前期に当たる村上市過疎地域持続的発展計画が令和7年度末に計画期間を終えることから、令和8年度から令和12年度の5年間の計画期間として新たな計画を策定し、引き続き過疎対策事業について国の支援を受けようとするものでございます。計画の内容といたしましては、基本的にこれまでの村上市過疎地域持続的発展計画を引き継ぎ、令和8年度から令和12年度の事業計画を登載いたしました。計画期間中に過疎対策事業に変更が生じる場合は、これまでと同様、必要に応じて計画の変更手続を行うことができるとされております。なお、本議案と一緒にお配りしている参考資料は、この資料自体は議決すべき案件には含まれておりませんが、現時点での具体的な事業計画を登載したものでございます。毎年度過疎対策事業債の発行可能額が変わることから、ここに登載されている全ての事業が必ずしも過疎対策事業債の支援を受けるというものではございませんので、御了承いただきたいと存じます。説明は以上となります。

(質 疑)

尾形 修平 この過疎対策計画に関して反対するものではないのですけれども、代表質問でもちょっと取り上げさせていただいたのですけれども、人口推計、国勢調査と社人研によるものだというふうには理解しているのだけれども、現時点でこの推計よりも私は早く人口減少が進行しているのではないかなというふうに感じているのだけれども、その辺はこの計画の中で当然盛り込んであるのだろうけれども、数字的なものとして見えてきていないというふうに感じるのだけれども、いかがでしょうか。

企画戦略課長 人口ビジョンは、実は今年度中に、3月をめどに作成する予定としております。その概要といいますか、今時点での数字というのが出てきているのですけれども、やはり委員がおっしゃるように、今までの推計よりも早く高齢化が進んでいるという

ような状況になっております。

尾形 修平 特段この計画に関連したものではないけれども、今の災害の過疎債が15年、当然この事業の中でかかってくるのだけれども、それが終わって、一般の起債償還が続いていくのだけれども、令和22年度で高齢人口といわゆる生産人口が逆転するというようなのがこの人口ビジョンの中でもうたわれているし、その辺政策監でも、財政課長でも、今後の村上市の市税も含めた予算がどのように推移していくというふうに予想されているのか、ちょっとお答え願えればと思います。

財政 課長 市税の見込みでありますけれども、市税については基本的なところ、固定資産税、これについては減価といいますか、年々評価替えのたびに減少していくような格好で推移を見ております。あと、市民税につきましては、今企業等の改定・改善によりまして1人当たりの給与については増えていっているものだと思っておりますけれども、人員といいますか、納税者については減るような傾向ではあると認識しております。それで、市税全体では若干減少の傾向になるというようなことでありますけれども、市税の減少については地方交付税で一部補填される部分もありますので、急激な減少にはなりませんけれども、市税等が減ってきますと、いわゆる交付税で補填される分はあるものの、自由に使えるお金が減っていくというようなことで、なかなか厳しい状態にはなっていくのではないかなというふうに思っております。

尾形 修平 先ほど企画戦略課長で、17ページの事業計画一覧載っていますけれども、全体の事業費として、5年間の事業費としてどのぐらいの規模になっています。

企画政策室長 5年間で414億の総事業費でございます。

尾形 修平 当然これは、過疎債を使って有利な資金でできる事業って思うけれども、さっきも言ったように本当にこれから人口が減ってきて、生産人口が減っていったら、なおかつ市債の償還が今の大型プロジェクトも含めて大きくなっていく中で、村上市の財政に対して非常に私は不安を感じているのです。本当に大げさに言えば、夜も寝られないぐらいの気持ちになっているのだけれども、その辺副市長でも、政策監でも、どのような思いをお持ちですか。

政 策 監 おっしゃるとおり、有利な起債であっても後ほどに過疎債であれば3割分償還していかなければならないというところがございますので、大型事業の調整というのは今後必要になってくる時期が必ず来るというふうに思っております。そういった持続可能な財政に向けて、やはりしっかりと事業の調整というのはしてまいらなければならぬというふうに考えております。

富樫 雅男 17ページ、今2番委員も話ありましたけれども、こういう事業計画、ここだけでなく、いろんなところであるわけですが、できれば年度ごとのスケジュールとか、そこら辺を書いていただければありがたいなというふうに思います。

企画戦略課長 今回の説明の附属といいますか、参考資料ということで細かいものが載っておりますので、こちらには8年度から12年度までの年度ごとの事業費が記載されておりますので、御確認いただければと思います。

富樫 雅男 それはよく分かるのですが、いつからいつまでそこをスケジュールとしてお考えなのか。ある程度これを、参考資料まで普通の人は見ないでしょうから、何かそういう工夫があってもいいかなというふうに思いました。それと、今言われたこの参考資料の5ページ目を見ますと、教育の振興の体育施設、このところで荒川地区の体育館施設改修工事ということで、令和12年度にまた7億4,000万の予算が載っ

ているのですけれども、これはまた……この前も七、八億かけた工事だったと思うのですけれども、どんなことが考えられるのか。

スポーツ推進室主幹 12年度の7億ですが、荒川多目的グラウンドの人工芝化改良工事として予定しております。

富樫 雅男 ありがとうございます。まだあのテーマは生きているということなのですか。それと、すみません、朝日の体育館の改修、同じ12年で10億7,000万ほど載っていますけれども、ここまでやっぱり延びてしまうのでしょうか。

スポーツ推進室主幹 時期のことだと思うのですが、耐震化につきましてはその計画の11年度に設計をして、今のところだと12年度に事業を実施する予定であります。

富樫 雅男 分かりました。

尾形 修平 今生涯学習課から12年度の荒川の人工芝の件出ただけけれども、今村上市の体育施設の整備計画も見直しに入る時期だというふうに思っているのだけれども、先ほどから言っているように人口がこれだけ減っていつている中で、以前教育長の話だと事業費として10億ぐらい、またその10年後には改修費として10億ぐらいかかるというふうな施設が村上市の今後にとって必要なのかというのを本気で考えてもらいたい。今の体育施設の見直しも含めた中で、本当に必要な施設と必要でない施設はやはり取捨選択していつて集約していかないと、村上市はもつのですか。それが心配。副市長でも、政策監でも、いかがですか。

副市長 おっしゃるとおり、本当に体育施設非常に数多くありますし、取捨選択、本当に必要な施設なのかどうか、これは真剣に議論していかなければならないというふうに考えておるところでございます。以上です。

菅井 晋一 この計画は、もちろん過疎債を借りるための計画だと思うのですけれども、だから過疎債ってここには全然出てこないのですけれども、例えば今までどれだけの借入れがあって、償還をしてきて、これから5年間の間に毎年幾らずつ過疎債は充当していくのかというのが全然出てこないのですけれども、本来はそれを借りるための計画なのであれば、そういうのって出てこなくてもいいというか、やっぱりそういうのをちょっと知りたいと思うのですが、それらはどうなっていますでしょうか。

財政 課長 今までの過疎債の借入れにつきましては、ちょっとその年によってありますが、今年度でありますと23億5,000万（_____部分は18頁に発言訂正あり）ほどを協議済みでございまして、今後になりますけれども、令和8年につきましては予算で23億7,000万円ほどを予算計上しております。しばらく、ここ三、四年につきましては大型事業というようなことで、おおむね同額程度を見込んでおります。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第20号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第21号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について及び議第22号 村上市辺地

に係る総合整備計画の変更についての2議案を一括議題とし、担当課長（企画戦略課長 山田美和子君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

企画戦略課長 それでは、議第21号 村上市辺地に係る総合整備計画の変更について及び議第22号 村上市辺地に係る総合計画の変更について御説明いたします。議第21号及び議第22号は、いずれも村上市辺地に係る総合整備計画の変更についてであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項により準用する同条第1項の規定により、議会の御議決をお願いするものでございます。議第21号の整備をしようとする公共施設ですが、市道平林小岩内線道路改良工事は平林小岩内線の縦断線形を改良し、接続する市道の勾配を緩やかにし、道路利用者の利便性や安全性の向上を図るものであります。令和7年度に測量設計業務を予定しておりましたが、関連する別事業の測量設計業務において災害対応により業務休止期間が生じ、改良工事の測量設計業務を令和8年度に繰り越すことになり、令和8年度実施予定の事業を令和9年度に実施するため、年度事業費を変更するものでございます。市道小岩内20号線・永居2号橋道路改良工事は、老朽化した橋梁を撤去し、市道の付け替え工事を実施し、橋梁の集約化を図るものでございますが、橋梁上部のみ撤去の予定が県との協議で下部工の撤去、護岸の復旧が必要になったことにより、事業費の増額を行うものでございます。また、下水道管渠敷設・撤去工事につきましては、道路改良の変更に伴い、施工時期の見直しにより実施年度を変更するものでございます。なお、総事業費に変更はありません。次に、議第22号の整備をしようとする公共施設は、市道高根3102号線ほか消雪用河川取水施設整備事業であり、高根川から取水する施設を整備し、消雪施設を整備しようとするものでございますが、県との河川協議に不測の時間を要し、令和8年3月31日までに事業完了が困難となり、令和7年度の内容を令和8年度に繰越しするため、令和4年度から令和7年度までの計画期間としていたところを1年間延長し、令和8年度までの5年間に変更しようとするものでございます。説明は以上です。

（議第21号質疑）

富樫 雅男 21号なのですけれども、この整備計画に直接的に関わることではないのですけれども、小岩内ということでもちょっと要望させていただきたいのですけれども、昭和48年の水害に引き続いて、三、四年前の水害が起こって7軒が流されたということがあったわけなのですけれども、その後ここは土砂災害の危険地域ということもありますし、まだ工事中で更地にはなったのだけれども、とても家を今後建てられるような状況ではないと思うのです。市のほうのいろいろ御配慮で、固定資産税についてはたしか半額免除されていると。さらに、去年かな、もう2年延長で固定資産税半額減免措置を取っていただいているということは非常にありがたいわけなのですけれども、工事でも来年中には終わる予定かなと思うのですけれども、その後固定資産税も4年間の減免措置がなくなって、さらに更地になっているということもあって固定資産税がアップするわけです。なおかつその7軒の方たちは、ほとんどの方が市内に家を買って求められて移り住んでいると。高齢化も進んでいますので、その後も宅地の管理、例えば雑草だったり、それは非常に難しいことになると思うのです。私この水害後から何度もお願いしていたのですけれども、あそこはやはり市のほうでもう買い上げて、例えば公園にするとか何か考えていただきたいということをお願い

いしてきたのですけれども、集落のほうでワークショップをやったり、いろいろやられているということは分かるのですけれども、この工事が終わるまでの間に早めにそこら辺の方針を決定して、住民の方がぜひ安心できるようなふうに持っていただきたいなということで考えていますけれども、副市長なり、政策監なり、何かお話ありましたらお願いいたします。

神林支所長 集落のほうとはお話しさせていただいています。集落のほうの要望もお聞きしているところでして、あそこの更地のところだけではなくて、ほかの用地も含めたいろいろお話しさせてもらっていきまして、なるべく早く結論を得るようにというように私どもも考えてお話を進めさせていただいております。

富樫 雅男 本当に御苦労されているのは私もよく分かります。ただ、7軒全員かどうかは分かりませんが、もうただでもいいから市のほうで活用を検討していただきたいという方も何人もおられますので、ぜひ住民の気持ちになって御配慮をいただきたいなと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(議第21号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第21号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第21号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第21号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第22号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第22号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第22号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第22号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 5 議第24号 村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局 前川龍也君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

選管・監査事務局 議第24号 村上市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例制定について御説明いたします。昨年7月の参議院選挙から投票所の統廃合を実施したことで、公職選挙法施行令で定めるポスター掲示場の設置基準数の設置が可能になったことから、条例の根拠とする公職選挙法の条文を変更し、市長選挙についての

条例を新たに制定するものであります。制定に伴い、これまでの条例は市議会議員選挙のみを規定とする一部改正を併せて行っております。この条例制定で、市長選挙についてはポスターへの証紙貼付けが不要となり、候補者・市の双方の事務負担が軽減されるほか、ポスターの掲示場所が公営掲示場のみとなることから、景観の保持という点でも効果が期待されるものであります。以上、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第24号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 6	議第25号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 前川龍也君）から説明を受けた後、質疑に入る。
---------	---

(説 明)

選管・監査事務局長 議第25号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行され、国の選挙に係る公営単価が引き上げられたことに伴い、市の選挙においても国の単価に準拠していることから引き上げを行うものであります。以上、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第25号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 7 議第26号 村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 前川龍也君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

選管・監査事務局長 議第26号 村上市選挙公報発行条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本案は、市議会議員及び市長の選挙における選挙公報の発行において、候補者からの原稿用紙による公報原稿の提出に加え、U S Bメモリーなどによるデジタルデータでの提出を可能とする改正を行うものであります。改正により、候補者の原稿作成及び提出時の利便性の向上が図られると考えております。以上、よろしくお願いいたします。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第 8 議第27号 村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 それでは、議第27号でございますが、村上市行政手続条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法に規定する公示送達の方法について、インターネットへの掲出やコンピューター画面への表示による閲覧方法が加えられたことに伴い、行政手続条例についても所要の改正を行うものであります。以上でございます。

（質 疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第27号は、起立

全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第9 議第28号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第29号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての2議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

総務 課長 それでは、議第28号及び議第29号の2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。初めに、議第28号は村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。去る2月3日に開催されました村上市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、令和8年4月1日からの市議会議員の報酬月額を引き上げようとするものであります。改正後の報酬月額は、議長で38万2,500円、副議長で31万4,300円、議員で29万800円となります。次に、議第29号は村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案につきましても、村上市特別職報酬等審議会からの答申に基づき、令和8年4月1日からの市長、副市長、教育長の給料月額を引き上げようとするものであります。改正後の給料月額は、市長で82万4,500円、副市長で63万2,800円、教育長で56万1,800円となります。以上でございます。

（議第28号質疑）

菅井 晋一 審議会にこの金額の答申があったということなのですが、審議会の金額の根拠とい

総務 課長 審議会のほう、委員の方10名選出していただいて、審議のほうをしていただきました。私どもからは様々資料、例えば県内の状況ですとか、今までの経緯ですとか、そういった資料をお渡しした上で議論をしていただきまして、委員の方やはり様々御意見ございました。大きく2つに分かれるのですが、やはり物価高騰などで市内における住民の方の景況感、そういったものに心情とかにも配慮しつつというところの御意見がまずありました。一方、特別職の職務、議員の皆さんもそうですけれども、職責、県内他自治体との均衡、そういったものを考慮すると、今回であれば1.5%相当ということでございますが、その引上げが適当であるということで、御意見のほうを最後まとめていただいたということでございます。なお、付記としまして、令和6年度から8年度まで本市財政健全化集中取組期間ということでございますので、引き続き経費の節減、それから市内経済の拡大を進めて、市民の負託に応えていただきたいということが付記されておりました。以上でございます。

菅井 晋一 1.5%というのは、そうすると事務局というか、原案どおりだということでしょうか。
総務 課長 私ども原案として、パーセンテージをお示した形での提案はしておりません。県内の状況、それから資料としましては、例えば1%、1.5%、2%、そういった場合にどういった影響が出るか、どのぐらいの金額になるかとか、そういった資料は提供してございますが、私どもからの提案という形は取ってございません。

（議第28号自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

(議第28号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第28号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第28号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第29号質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第29号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第29号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり議第29号についての質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第29号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第10 議第30号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第30号でございますが、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、令和7年度の人事院並びに新潟県人事委員会の勧告に基づき、令和8年4月1日からの職員の通勤手当について改定するものであり、自動車などによる通勤手当の上限をこれまでの80キロメートル以上から100キロメートル以上とし、80キロメートル以上の距離区分について5万9,000円を超えない範囲で新たに区分を設けるものであります。なお、改正後の距離区分に応じた額は、国及び新潟県の改正に準じ、規則で定めることとしております。以上でございます。

(質 疑)

野村美佐子 すみません。その区分替えをした理由というか、必要性ってどういうことだったのでしょうか。

総務 課長 従前80キロ以上は一律、一定額、上限でございました。本市におきまして、例えば80キロを超える通勤距離の職員というのは現在おりません。60キロ程度というのが上限、一番遠い職員になりますが、国、それから広域の範囲になりますと、それこそ新幹線で通勤するとか……新幹線といいますか、もう少し遠距離で通勤する職員がいらっしゃると思いますので、そういったことに対する配慮といいますか、制度の変更というふうな認識でございます。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第30号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 11 議第31号 村上市職員等の旅費に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第31号でございますが、村上市職員等の旅費に関する条例制定についてであります。本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に準じ、職員等の公務のための旅行に際して支給される旅費について、社会情勢の変化に対応しつつ、より実態に即した旅費の支給とするため、条例を全部改正するものであります。主な改正・変更内容でございますが、割安な旅行パック商品を活用するための包括宿泊費の新設、また日額旅費を廃止し、宿泊を伴う旅行時の諸経費に充てる費用として宿泊手当を新設したこと、クレジットカードや旅行代理店を通した支払いに対応したことなどがございます。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第31号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日 程 第 12 議第33号 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 長谷部俊一君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 それでは、議第33号でございます。村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。現行の条例では、災害弔慰金の支給を受ける順序について、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順を記載していますが、いずれもない場合、災害弔慰金等の支給等に関する法律の規定により兄弟姉妹が支給を受けることができます。このことを条例上についても明確化するために、条例に所要の改正を行うものであります。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第33号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第13 議第34号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（消防長 瀬賀 誠君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

消 防 長 議第34号 村上市火災予防条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本案は、令和7年11月12日付消防庁通知により、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、近年のテント型サウナやバレル型サウナなど、いわゆる簡易型サウナが普及し、従来の消防法上のサウナ設備と特性が異なることから、簡易サウナ設備として明確に位置づけ、従来の規定では実態に即した火災予防上の対応が十分でない状況のため、安全対策を強化することを目的として、火災予防上の規制対象とすることによりまして実態に即した火災予防上の措置を求められるよう所要の改正を行うものであります。以上、よろしくお願いいたします。

(質 疑)

尾形 修平 実態を把握する方法としては、どのようなことを考えているのですか。
消 防 長 一応届出をしていただくという形になりますので、届出をしていただかないとなかなか実態把握というのは難しいかなとは思いますが、ただ、法令上届出することになっておりますので、または立入検査等でそういうのがありましたら指導するような形になると思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第34号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第14 議第36号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 榎本治生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第36号 市有財産の譲与について御説明いたします。本案は、朝日地

域の岩沢区で管理している土地のうち、登記上の名義が大字岩沢となっている土地104筆について、認可地縁団体である岩沢区の名義に変更するため、昭和22年政令第15号、いわゆるポツダム政令の規定により、一旦村上市名義とした後譲与するというようなものであります。また、所有者が誤って朝日村となっている土地1筆について、併せて岩沢区へ譲与するものでございます。以上です。

(質 疑)

尾形 修平 内容は分かるのですが、ちなみにこの土地に関しては今まで固定資産税はかかっていたのですか。

財政 課長 すみません。室長のほうに答弁いたさせます。

財産活用推進室長 今譲渡する土地でありますけれども、墓地や公衆用道路等の非課税の土地を除きまして、岩沢区のほうに課税がされております。

尾形 修平 課税されているということは、当然評価額があるということだと思いうけれども、どのぐらいになります、全部で。公衆用道路とか墓地とかは除いた固定資産税が対象になっている評価額としてどのぐらいになりますか。

財産活用推進室長 申し訳ございません。岩沢区のほうから課税されているということで伺っているのですが、私どものほうで具体的な課税額とか評価額というのは、財政課のほうではちょっと承知しておりませんので、申し訳ございませんが、ちょっと分かりません。

高田委員長 税務課いないよね、今日は。後で聞きますか。いいですか。

尾形 修平 いいです。

菅井 晋一 正直なところ、合併のときにこういうのがないよということいろいろ調べたつもりなのですが、結果的にこういうのがあったというのはびっくりしたのですが、今の時点でこういう手続に至ったというのはどういうことなのかということなのですが、そういう不明なものというのは全部合併して村上市のものになるのだというふうに私は承知していたので、今の時点で今度地域に戻すというか、そういうことになった、その辺の経過を教えてください。

財産活用推進室長 岩沢区のほうは、平成20年に認可地縁団体になったということで伺っております。その際も財産台帳あったわけなのですが、その財産台帳の中に、例えば表題が大字岩沢になっているもの、権利部が大字岩沢、です。で権利能力なき社団という財産台帳がたくさんありまして、何とかこれを解決したいということで、これまで岩沢区のほうで取り組んできたということをお伺いしていました。一昨年になりますけれども、それを法務局に相談したら、ポツダム政令というのがあるので、それを利用して、一旦村上市にして、認可地縁団体名義の岩沢区にするのが一番スムーズにいく手続なのだというような指導を受けたということで私ども財政課のほうに相談がありまして、そういうことであればということで、ポツダム政令自体は廃止になっているのですが、その公定力をうまく使って、岩沢区のほうで子や孫に財産をきれいな状態で残したいのだよというような要望がありまして、それに協力するような形で今回の手続を取ったという経緯でございます。

菅井 晋一 大変よく分かりました。あとこういうところってないですか。

財産活用推進室長 実は、村上市においては、合併後もですが、神林地区で同じようにポツダム政令を使って土地をきれいにしたという事例は2件議案で出た経緯があります。私ども、先ほどの課税額もそうですけれども、土地の所有者1筆1筆分かるわ

けではありませんけれども、ほかにもやはりこの権利能力なき社団、いわゆる昔の大字何々区という土地はあるというようなことは聞いておりますし、もし今後そのような相談があれば今回同様協力するような形できれいにする、こんなふうに進めていきたいというふうに考えております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第36号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第15 議第56号 令和7年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(財政課長 榎本治生君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 それでは、議第56号 令和7年度村上市土地取得特別会計補正予算(第1号)について御説明をいたします。7、8ページを御覧ください。初めに、歳入であります。第1款財産収入、1項1目利子及び配当金の土地開発基金運用収入29万2,000円は、定期預金等の利率増により利子収入が増額となったものであります。2項1目不動産売払収入の土地売払収入409万3,000円の減額は、村上駅周辺まちづくり事業の土地売却について、一部が令和8年度事業となったことから433万6,000円を減額し、またあわせて土地売却に係る利子の増分、これを24万3,000円追加して、合計すると409万3,000円の減額というようなものになるということであります。続いて、9、10ページ、歳出であります。2款諸支出金、1項1目土地開発基金費の土地開発基金積立金53万5,000円は、土地売払いに係る利子24万3,000円と基金の運用利子29万2,000円を基金に積み立てるための予算であります。2項1目土地開発基金償還金433万6,000円の減額は、村上駅周辺まちづくり事業の土地売却について、一部が令和8年度事業になったことから減額するものでございます。以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第56号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第16

議第11号 令和8年度村上市土地取得特別会計予算を議題とし、担当課長（財政課長 榎本治生君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

財政 課長

それでは、議第11号 令和8年度村上市土地取得特別会計予算について御説明をいたします。歳入歳出予算の総額を2億3,972万8,000円とするものであります。予算の内容といたしましては、大きく2点ございます。1点目は、土地開発基金を活用して、先行取得していた土地について一般会計へ売却をいたします。対象の土地は、村上駅周辺まちづくり事業の道路用地で436万円、瀬波温泉地域活性化施設用地及び建物で1億1,509万円であります。2点目は、一般会計へ売却したことにより余剰となる基金1億2,000万円を一般会計へ繰出することとしています。それでは、予算書に沿って説明をいたします。予算書241、242ページを御覧ください。初めに、歳入でございます。1款財産収入、1項財産運用収入の土地開発基金運用収入で基金の利子収入27万6,000円を計上し、2項財産売却収入では一般会計への土地売却収入1億1,945万円を計上いたしました。2款土地開発基金借入金1,000円は、土地購入の予定がないため項目計上といたしました。次に、3款繰入金の1項基金繰入金では、一般会計への土地売却により余剰となった基金の一部を一般会計へ繰り出すため、土地開発基金繰入金1億2,000万円を計上いたしました。今年度は、他会計からの繰入金は計上しておりません。次に、4款諸収入の雑入1,000円は項目計上でございます。次に、243、244ページを御覧ください。続いて、歳出であります。1款財産取得費の1,000円は、土地取得の予定がないため項目計上でございます。次に、2款諸支出金の1項土地開発基金費では、基金への利子積立金88万1,000円を計上いたしました。2項土地開発基金償還金では、土地売却収入について基金に戻すための償還金として1億1,884万5,000円を計上いたしました。3項繰出金では、土地開発基金の余剰額の一部を一般会計へ戻すための繰出金1億2,000万円を計上いたしました。なお、令和8年度末の土地開発基金の基金残高の見込みであります。現金分で9,670万3,684円、土地貸付分で2億6,216万8,765円、合計で3億5,887万2,449円となる見込みであります。以上でございます。

（質 疑）

菅井 晋一

瀬波のその土地というのは、旧香藝の郷でしょうか。

財政 課長

そのとおりでございます。

菅井 晋一

買った金額と同じですか。

財政 課長

売却のときにつきましては、買った金額にその当時の利子分を含めて売却するような格好になっております。

菅井 晋一

利子分というのは、どういう根拠があるのですか。

財政 課長

事業化、先行取得して、その間の土地ということで、うちのほうで普通預金の利子に相当する分を付け足して売却するような格好を取っております。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第11号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

財政 課長 先ほど議第20号の過疎計画の質疑の中で、菅井委員より過疎債の額の質疑がございました。私の回答の中で一部誤りがございましたので、訂正させていただきたいと思います。令和7年度借入予定額として23億5,000万円と答弁いたしましたけれども、過疎債のソフト事業分を加算しておりませんでした。正しくは、過疎債合計としては25億9,210万円ということになります。令和8年度予算計上については、23億7,090万ということで変更はございません。訂正しておわび申し上げます。

委員長（高田 晃君）散会を宣する。
（午前11時09分）